

令和 2 年 4 月 30 日

保護者の皆様

三木市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休園、臨時休校等の延長について

日ごろから、本市教育の推進にご理解、ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
さて、みだしのことについて、国や兵庫県の方針を踏まえ、臨時休校等の延長を決定することが必要でありましたが、臨時休校等の延長の判断が連休の直前になることにより、子どもや保護者の混乱を避けるため、4月27日に三木市教育委員会の独自判断として、5月10日までの臨時休校等の延長の決定をいたしました。
このほど、4月28日に、兵庫県教育委員会が県立学校の臨時休校期間を5月31日まで延長する旨の通知がありましたので、これを踏まえて、三木市立学校等の臨時休校等の期間を5月31日まで延長することを決定しました。
子どもたちの健康・安全を第一に考え、今後の感染拡大を最小限に抑えるための措置です。下記の記事についてご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 延長する期間について
現在実施している臨時休園、臨時休校期間を5月31日（日）まで延長します。
- 2 休校中の過ごし方について
 - (1) 感染の拡大を防止するための臨時休業の延長措置であるという趣旨をお子様にお伝えいただき、人の集まる場所等への外出を避けるようご指導ください。
 - (2) 休校が長くなり、不安やストレスが大きくなることから、その軽減や健康維持のために屋外で適度な運動（ジョギング、散歩、縄跳等）をすることも考えられますが、その際には、人が密集する場所を避けるようご家庭においてもご指導ください。
 - (3) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスのとれた食事を心がけて、規則正しい生活を送らせてください。
- 3 家庭学習について
休校の延長に伴い、家庭学習の課題をポスティングにより配布します。配布の前に緊急メールにより各家庭にお知らせします。また、タブレットドリル等を活用し、自主的に家庭学習に取り組むようお子様への声掛けなど、ご協力をお願いします。
- 4 登校日（小・中学校、特別支援学校）について
臨時休校中の登校日は、設けません。
- 5 登園日（幼稚園）について
臨時休園中の登園日は、設けません。
- 6 中学校の部活動について
臨時休校中の部活動は、行いません。
- 7 家庭への連絡について
学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごすお子様の心身の健康状態や家庭学習の状況等を定期的に把握させていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。
- 8 授業時間数の確保について
臨時休校によって減少した授業時間数を確保するため、夏休み及び冬休み期間中における授業日の設定や運動会などの学校行事の見直しを含めて検討し、改めて連絡いたします。
- 9 その他
引き続き、緊急メール等で今後の対応について連絡いたします。学校からの連絡にご注意ください。